（罰則　第百十九条の二の二第二号、第百二十三条）

第十七条の二の付記、第十九条の付記、第二十一条の付記及び第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第三十三条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条の付記及び第三十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第四十一条の二第一項中「この条」の下に「及び第七十五条の二十二第二項」を加える。

第四十四条の付記及び第四十五条の付記中「第百十九条の二の二第一項第一号」を「第百十九条の二の四第一項第一号」に改める。

第四十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第四十七条の付記中「第百十九条の二の二第一項第二号」を「第百十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記、第四十九条の三の付記及び第四十九条の四の付記中「第百十九条の二の二第一項第一号」を「第百十九条の二の四第一項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「第五十一条の四第一項」の下に「及び第七十五条の二十二第三項」を加える。

第五十一条の三の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四第一項第一号」に改める。

第五十一条の四の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第五十一条の六第二項中「次条」の下に「及び第七十五条の十三第二項第一号」を加える。

第五十一条の八第三項第二号中「含む」の下に「。第七十五条の十四において同じ」を加え、同号ロ中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。

第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四第一項第一号」に改める。

第五十四条の付記及び第五十五条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第一項第九号」に改める。

第六十三条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第六十三条の八の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第七号」に改める。

第六十三条の十一の見出しを「（自転車の運転者等の遵守事項）」に改め、同条中「を自転車に乗車させる」を「が自転車を運転する」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2　自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

第七十一条第二号中「車椅子」を「車」に改め、同条の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改める。

第七十一条の四の二第一項中「（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）」を削る。

第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第十一号」に改める。

第七十二条第一項中「乗務員。以下次項」を「乗務員。次項」に、「含む。以下次項」を「含む。同項」に改め、「講じた措置」の下に「（第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発生日時等」という。）」を加え、同条第二項中「もより」を「最寄り」に改め、同条の付記中「第百十七条の五第一号」を「第百十七条の五第一項第一号」に改める。

第七十五条の付記中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に、「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の二の三中「前四章」を「前各章」に改める。

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十九条の二の二第一項第二号」を「第百十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可）

第七十五条の十二　特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一　特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二　次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

イ　特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ　特定自動運行に関する次に掲げる事項

(1)　特定自動運行の経路

(2)　特定自動運行を行う日及び時間帯

(3)　特定自動運行により運送される人又は物

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ　特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

ニ　この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

(1)　第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法

(2)　第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

(3)　第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

(4)　第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法

(5)　第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項